

地域密着型サービス事業所 「デイサービスひばりの」の指定更新について

介護保険法上、市町村長、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「デイサービスひばりの」が、令和3年7月2日に指定有効期間満了となるため、「株式会社ひばりの」より令和3年3月24日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 事業所名 | デイサービスひばりの |
| 2 事業所の所在地 | 茨城県守谷市松前台七丁目13番地10 |
| 3 サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 4 指定の更新日 | 令和3年7月3日 |
| 5 指定の有効期限 | 令和9年7月2日 |

- ・ 現行と同じく地域密着型通所介護事業所として申請がありました。申請のあった「デイサービスひばりの」は、利用定員が14名です。書類審査及び現地確認(令和3年4月13日実施)を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。

事業所概要 「デイサービスひばりの」

1 申請者名	株式会社ひばりの
2 主たる事務所の所在地	茨城県守谷市薬師台一丁目15番地8
3 法人代表者氏名	代表取締役 森本 裕明
4 事業所名	デイサービスひばりの
5 事業所の所在地	茨城県守谷市松前台七丁目13番地10
6 サービスの種類	地域密着型通所介護
7 指定年月日	平成29年4月1日(県指定:平成27年7月3日)
8 指定の有効期限	令和3年7月2日
9 利用者数	14人
10 サービス提供時間	9時00分から15時00分
11 従業者数	12人(管理者1, 生活相談員3, 機能訓練指導員1, 介護職員4, 介護職員兼看護職員6)

12 事業の目的

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

13 運営の方針

- (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。
- (2) 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
- (4) サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者

一人一人の人格を尊重し,利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導,機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

14 事業所の特徴

当該事業所は地域密着型通所介護という利用定員が少ない事業所で,サービス付き高齢者向け住宅に併設されている。当該法人は,地域密着型通所介護事業所以外に訪問介護事業所を運営している。

また,機能訓練指導員が1名配置(常勤専従)されていて,個別機能訓練が行われている,機能訓練型のデイサービスである。食事については,全て厨房で調理したものを提供している。